

(案)

請 書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

理事長 河野 和彦

自動販売機設置者

住所

氏名

印

1	件 名	名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター自動販売機設置にかかる契約
2	設置手数料	月額 _____ 円 (うち、消費税等額 _____ 円) とする
3	契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4	設置する自動販売機の物件番号等	(1) 物件番号 黒川① (2) 機 種 缶・ペットボトル飲料 (3) 設置場所 名古屋市北区清水四丁目17番17号 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター
5	特約事項	裏面記載にある「甲」を公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会とし、「乙」を自動販売機設置者とする。

(目的)

第1条 甲は、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターにおいて利用者の利便性向上のために設置する自動販売機について、乙と自動販売機設置にかかる契約を締結するものである。

(遵守事項)

第2条 乙は、この契約を履行するにあたっては、別紙仕様書（共通）及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

(契約の更新)

第3条 甲は、使用の必要性や契約条項等の状況を勘案して、契約継続に支障がないと判断した場合は、1年を単位として最大5年を限度（最大令和12年3月31日まで）に契約を更新することができる。

2 更新による契約期間内において消費税率の引き上げが行われた場合については、契約の変更(増額)を行うものとする。

3 乙の都合により契約期間内に契約を解除することはできない。ただし、やむをえず契約を解除しようとするときは、契約解除日の2か月前までに甲に書面にて申し出るものとする。また、契約期間満了にともない契約を更新する意思がない場合についても同様とする。

4 前項による契約解除の申し出により甲が損害を受けたときは、乙はこれを補償しなければならない。

(設置費用等)

第4条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて乙の負担とする。

(光熱水費)

第5条 自動販売機の設置によって生じる電気使用料及び水道使用料は乙の負担とする。

2 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。また、紙コップ等水道を使用する場合にも同様に子メーターを設置するものとする。

3 甲は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気及び水道の単価に基づき、子メーターの表示する使用量により電気使用料及び水道使用料を計算し、乙に請求書を送付する。

(支払方法等)

第6条 乙は、自動販売機設置にかかる設置手数料及び電気・水道使用料（以下「設置手数料等」という。）を甲が作成した請求書等に基づき、指定期間内に指定の銀行口座への振替により支払うものとする。また、口座振替にかかる振込手数料は乙の負担とする。

(延滞金)

第7条 乙は、正当な理由がないのに設置手数料等の支払いを遅延したときは、遅延日数に応じ、支払い金額に契約金額に契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）

第8条第1項の規程に基づき定められた政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合を乗じて計算した額を延滞金として支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が設置手数料等及び延滞金を支払う場合において、支払った金額が設置手数料等及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と乙とが協議して、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第10条 甲は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が甲の指示又は貸与品等の性質により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を他人に譲渡、転貸し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 12 条 甲は、自動販売機に故障が生じた場合は、速やかに乙に連絡し、乙はこれを速やかに修復すること。

- 2 前項の規定により支出する費用は、甲に帰すべき事由を除きすべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 契約の履行にあたり、監督員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。
 - (4) 関係法令及び請書を遵守して業務を遂行しなかったとき。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているとき。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているとき。
- 2 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除を行うことができる。
 - (1) この契約の履行を行うことができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が、経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 前各号のいずれかに該当し、契約の相手方とすることができないとされている者を、契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、その他使用人として使用したとき。

- 3 甲は乙がこの契約に関して、第 15 条の各号のいずれかに該当したときは、第 1 項第 1 号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同項に規定する催告を要しないものとする。
- 4 甲は、甲が名古屋市から当該自動販売機にかかる市有地及び建物の一部貸付契約を解除されたとき、当該契約を解除することができる。
- 5 第 1 項第 5 号及び第 6 号の定めにかかわらず、更生手続開始又は、再生手続開始の決定後、新たに登録事業者となった者は、契約の相手方とすることができる。
- 6 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、当該契約を解除することができる。

(契約が解除された場合の違約金)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金

として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(1) 第13条第1項から第3項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

(賠償金)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号に定める事由に該当する場合は契約を解除するか否かに関わらず、契約金額に100分の20を乗じて得た額（損害額がそれ以上の場合は損害額）の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から第7条に定める遅延利息の率により計算した利息を付して徴収するものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）

第3条、第6条、第8条又は第19条の定めを違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条第1項に定められた排除措置命令又は第50条第1項に定められた課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に定められた罪を犯し、刑に処せられた（執行猶予の場合も含む）とき。

(3) 前2号に定めるもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が、独占禁止法違反行為をし、または刑法第96条の6若しくは第198条に定められる行為をしたことが明らかになったとき。

2 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(損害補償)

第16条 甲は、前条により契約が解除され、または契約期間満了により契約が更新されなかったことにより乙に生じた損害についてこれを補償しない。

(危険負担)

第17条 自動販売機の設置により生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(契約の費用)

第18条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第19条 本契約においては、本書及び仕様書等その他関係書類のほか、甲が定める契約規程及び契約要綱の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

仕様書（共通）

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を甲とし、自動販売機設置者を乙とする。なお、この仕様書（共通）のほか、併せて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置等

- (1) 自動販売機の外形寸法は、原則として幅 1,400 mm・奥行 1,000 mm・高さ 1,900 mm以下とし、重量は約 600 kg以下とする。
- (2) 消費電力は 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 原則として、ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (4) 自動販売機は、施設の閉館時刻には、タイマーで照明を消灯できるものとする。
- (5) 原則 10 円硬貨から 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。新硬貨・新紙幣が発行された場合は可能な限り対応すること。
- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

2 販売品目・販売価格

- (1) アルコール飲料物の販売は行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、甲との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 乙は、販売する商品や自動販売機の衛生管理には十分に配慮し、定期的に商品の点検や入れ替えを行なうとともに、自動販売機の清掃等を行なうこと。
- (2) 乙は、空き缶・箱等を入れる回収ボックスを自動販売機 1 台につき 1 個以上設置すること。
- (3) 乙は、定期的に商品・つり銭の補充、空き缶等の処理・清掃及び自動販売機・回収ボックス周辺の清掃を行なうこと。
- (4) 乙は、自動販売機設置にあたって保健所等に飲食店営業許可申請や喫茶店営業許可申請、乳類販売業許可申請等が必要となる場合は、甲に申請内容を通知したうえで、保健所等に所定の手続きをすること。自動販売機は保健所等が許可を認めた後に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (6) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けること。
- (7) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (9) 乙は、自動販売機の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けること。
- (10) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 その他

- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に設置しようとする機器のカタログ及び「販売品目及び価格表」を提出すること。
- (2) 乙は、毎月の販売実績を記載した書類を甲に提出すること。
- (3) この仕様書（共通）、物件別特記仕様書及び請書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。